

自由参加型見積制度（オープンカウンター） 実施要領（出先機関の定期発注）

（趣旨）

第1条 この要領は、県の出先機関における事務消耗品の調達にかかる定期発注を行う際の自由参加型による見積合せを行う場合の取扱について、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号。以下「財務規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において自由参加型見積制度（以下「オープンカウンター」という。）とは、随意契約に係る見積合せにおいて、県が見積りの相手方を特定せず、見積合せへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法をいう。

（調達対象物品）

第3条 オープンカウンターで調達する物品は、定期発注実施要領により調達する事務消耗品（以下「事務消耗品」という。）とする。

（参加資格）

第4条 オープンカウンターによる見積合せに参加することができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- （3） 石川県内に本社又は営業所等を有する者であること。
ただし、営業所等の場合は当該営業所等の代表者等に、見積り、契約締結、物品引渡し、契約代金の請求及び領収に関する一切の権限が委任されている旨を県に届出がなされている場合に限る。
- （4） 石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

（見積合せの方法）

第5条 オープンカウンターによる見積合せは、毎月、定期的に行うものとし、実施期日等については管財課長が別に定める。

2 発注仕様書は、定期発注実施要領に定める県内4地域の発注の中核機関ごとに、中核機関が地域内の出先機関分をとりまとめてホームページに公開するとともに、各要求出先機関においても閲覧に供し、参加希望者へはその写しを交付する。

3 見積合せへの参加は、見積書（別紙様式1）を別に定める期限までに各要求出先機関へ提出することにより行う。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、封筒の表に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記しなければならない。

4 金沢地域を除き、応札できる業者は、当該地域内に本社又は営業所等のある業者に限定（地域要件の設定）するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、各所属長の判断により応札できる業者を全県域とすることができるものとする。

(1) 特定の用品で、地域内業者での調達が見込まれる場合

(2) 過去の実績等からみて、全地域を対象としたほうが安価に調達できると見込まれる場合

5 見積書の提出は、同一日に発注した事務消耗品、リサイクルトナーごとにそれぞれの地域内発注件数の合計の2分の1を限度とする。

この場合、出先機関は開札の結果を中核機関に報告し、中核機関において地域内発注件数の2分の1を超える応札の状況を審査し、その結果を出先機関に報告するものとする。

(契約の相手方の決定方法)

第6条 前条第5項に規定する中核機関の審査における条件を満たし、かつ、財務規則第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 前項により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該決定された者に対して出先機関が通知するとともに、中核機関はホームページに結果を公開する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。